

出産後すぐの産婦への支援 ～産婦健康診査補助事業～

●事業目的

出産後の産婦は身体的だけではなく精神的にも不安定になりやすいため、産後うつ予防と新生児への虐待予防を図るため、産後 2 週間と産後 1 か月頃に行う産婦健康診査に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子の支援を強化する。

●事業概要

医療機関または助産院で実施された産婦健康診査に対して、本市が健診費用を助成する。

助成金額：1 回 5,000 円 助成回数 2 回（産後 2 週間後、産後 1 か月後）

●令和 7 年度当初予算 12,368 千円

